

加茂市空家等対策計画

加茂市

目 次

本編

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	空家等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章	空家等対策の基本方針・・・・・・・・・・	16

資料編

資料1	地区の区分について	
資料2	空家等対策の基本方針に基づく取組及び制度一覧	
資料3	空家等対策の推進に関する特別措置法	
資料4	加茂市空家等及び空地の適切な管理に関する条例	
資料5	加茂市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則	
資料6	加茂市空家等対策審議会設置要綱	
資料7	加茂市管理不全空家等及び特定空家等認定基準・対応要領	
資料8	＜参考＞空地に関する通報に対する市の対応について	

令和7年（2025年）3月28日 策定

令和7年（2025年）4月1日 修正

本編

第1章 計画の概要

1 計画の背景

近年少子高齢化の進展、都市部への流出による人口減少等の社会的要因により、全国的に空家が増加傾向にあり、その中でも適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

国では、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が制定され、その後も空家等を取り巻く現状に合わせて改正が行われている。

本市においても、適切な管理が行われず放置された空家等により、市民等の生命、身体及び財産並びに生活環境が脅かされることが懸念されるところである。

本計画は、当市における空家等対策の実施のための基本の方針を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護を図るとともに、空家等の発生抑制、適正管理及び利活用の促進に寄与することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第7条第1項の規定に基づき作成するもので、市の空家等の現状から、今後の空家等に関する施策の基本の方針や実施体制などについて明記するものである。

3 用語の定義

(1) 市民等

以下に掲げる者をいう。

- ・市内に居住、勤務、在学する者
- ・市内に建物や土地を所有する者
- ・自治組織や市民活動団体
- ・市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体

(2) 所有者等

市内に存在する空家等を所有または管理している者をいう。

(3) 空家等

建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされて

いないことが常態であるもの及びその敷地（立木やその他土地に定着する物を含む。）をいう。

※空地（宅地のうち、建築物が存在せず、現に利用されていない土地）については、法の適用対象となっていないことから含まない。

（4） 特定空家等

空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。

（5） 管理不全空家等

空家等のうち、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあるものをいう。

4 計画の対象地区

本計画の対象地区は、市内全域とする。これは、市で独自に実施した空家等実態調査の結果やこれまでの市民等からの通報内容から、市内全域において空家等対策を実施する必要があることが分かっているためである。

なお、今後の市内の空家等の状況や市の各種施策の方針等により必要な場合は、法第7条第3項に定める空家等活用促進区域の指定を行う。

5 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

なお、各種空家等施策の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 空家等の現状

1 加茂市の人口推移について

本市のこれまでの人口は、昭和30年の国勢調査人口（39,781人）をピークに調査のたびに減少しており、最新の令和2年の国勢調査では25,449人であることが分かっている。一方で、核家族化の進行により1世帯あたりの人員が減少しているため、世帯数は平成以降微増し、現在は頭打ちの状態である（図1）。

他方、本市の今後30年間の人口を推計した国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、人口は今後も減少が続き、令和32（2050）年には13,027人になる推計である。また、平成時代に微増していた世帯数については、令和7年から減少傾向に転じることが推計されている。

これら人口の継続的な減少や世帯数の減少傾向を踏まえると、空家等の増加は今後も加速していくことが予想される。

図1. 加茂市の人口等の推移 出典：国勢調査（総務省統計局）

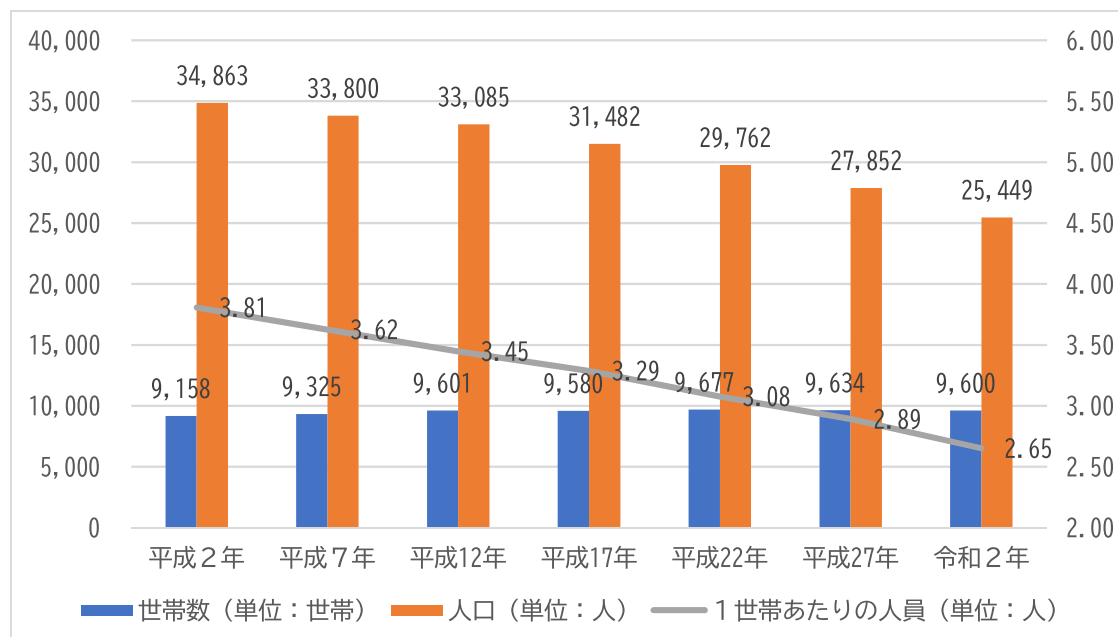
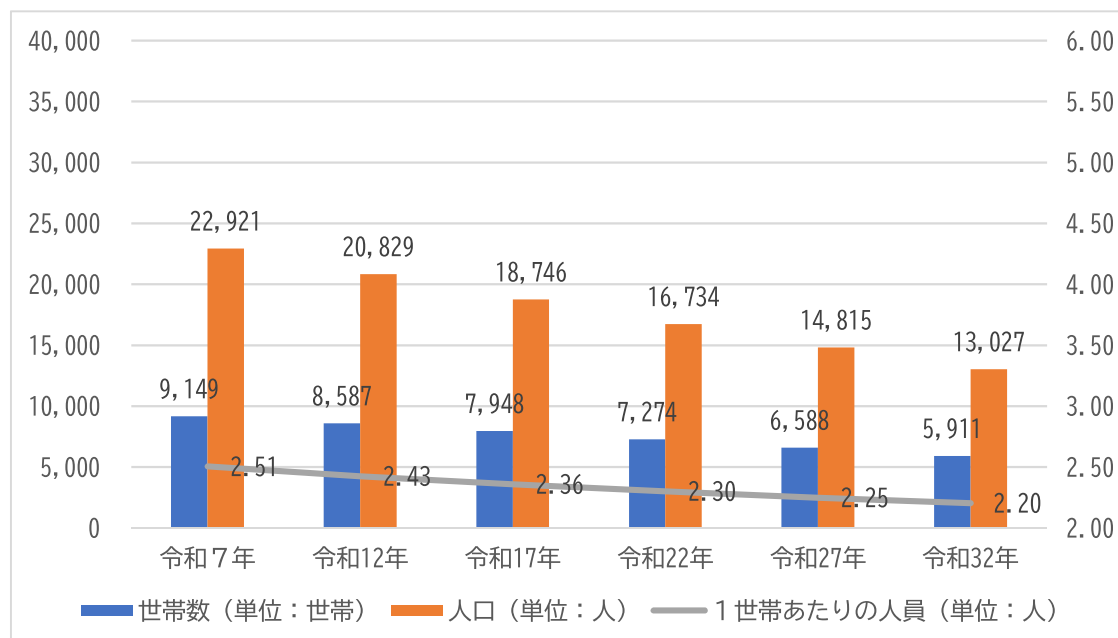


図2. 加茂市の人口等の推計 出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）



2 各調査に対する市の考え方について

本計画では、加茂市の空家等の現状を把握するための資料として、総務省統計局が実施した「令和5年度住宅・土地統計調査」と令和4年度に加茂市が実施した「加茂市空家等実態調査」の結果を用いる。

令和5年度住宅・土地統計調査は5年に1度全国で実施されており、市町村ごとに調査区を抽出し、調査区における空家数から当該市町村全域の空家数を推計する手法であった。一方で加茂市空家等実態調査は、住宅地図を製作した際の空家に関するリストをもとに、市内85区ある自治会の長が把握する情報によって更新し、市職員が全件を現地調査するという手法であった。

このように調査の手法はそれぞれで異なるため、住宅・土地統計調査における市内空家数は2,150件である一方、加茂市空家等実態調査における市内空家数は665件であり、空家数も異なる結果となった。それぞれの調査の性質を鑑みて、適切なデータの活用を行うことが必要である。

本市においては、各調査の性質を下記（表1）のとおりと捉え、住宅・土地統計調査の結果は、施策を検討する際の参考データとして活用し、加茂市空家等実態調査の結果は、検討した施策を実施する対象を把握するためのデータとして活用するものとする。

表1. 各調査の性質、利点及び活用方法について

調査名	手法	利点	活用方法
住宅・土地統計調査	・5年に1度全国で実施 ・調査区の結果から全体を推計する抽出調査	定期的に全国一律で実施されるため、全国や新潟県、当市の推移を把握することができる。	空家等対策のための施策を検討する際の参考データとして活用
加茂市空家等実態調査	・令和4年度に実施 ・住宅地図制作時の基礎データ、自治会長へのヒアリング、市職員の現地調査により、市内全域を対象に調査	自治会長等を経由して市内全域を対象に調査しているため、より実態に近い状況を把握することができる。	施策を実施するにあたって、その対象となる空家を把握するためのデータとして活用

3 令和5年住宅・土地統計調査に基づく空家の現状

(1) 住宅・土地統計調査について

住宅・土地統計調査とは、住宅及びその住宅に居住する世帯の状況等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年毎に国が実施する統計調査である。一部地域の住宅を調査し全体を推計する抽出調査であるため、調査結果の数値は推計値となる。

なお令和5年調査より、本統計における空家の種類は以下に掲げる4つに分類されている。

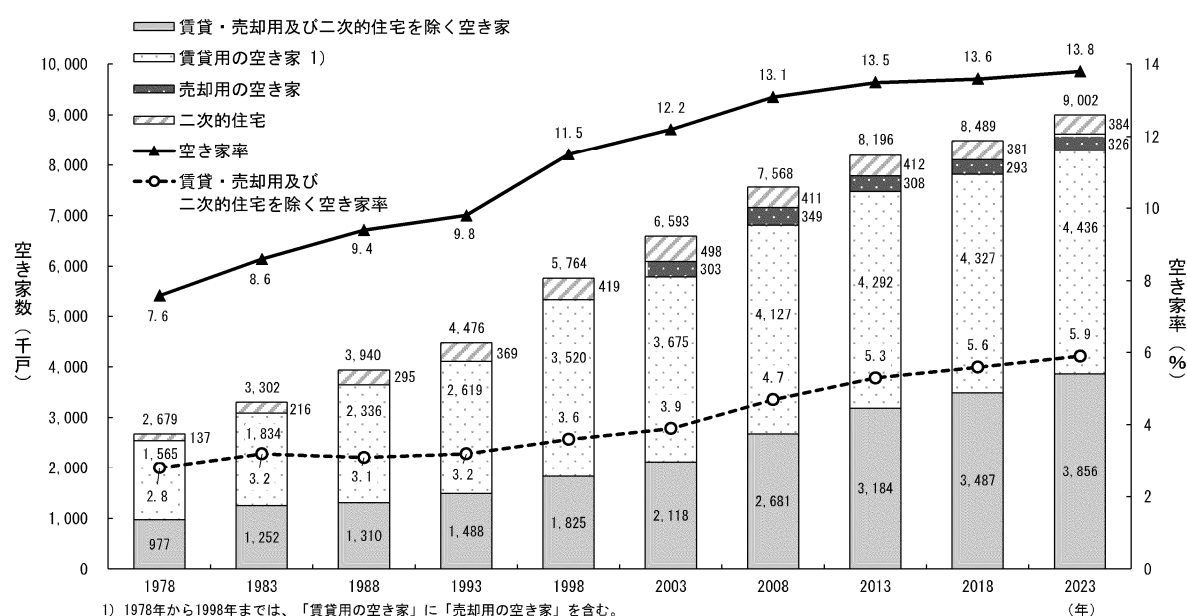
- ・二次的住宅…残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに使用する住宅や週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅
 - ・賃貸用の空き家…新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
 - ・売却用の空き家…新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
 - ・賃貸・売却等及び二次的住宅を除く空き家
- …上記以外の人が住んでいない住宅。例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、区分の判断が困難な住宅など

(2) 全国の現状

全国の空家総数は 900 万 2 千戸と、平成 30 年と比べ 51 万 3 千戸の増加で過去最多となっており、総住宅数に占める空家の割合（空家率）は 13.8%と平成 30 年（13.6%）から 0.2%上昇し、過去最高となっている。空家数の推移をみると、これまで一貫して増加が続いており、平成 5 年から令和 5 年までの 30 年間で約 2 倍となっている。

空家数のうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は 385 万 6 千戸と、平成 30 年と比較して 36 万 9 千戸の増加となっており、総住宅数に占める割合は 5.9%となっている。

図 3. 空家数及び空家率の推移—全国（1978 年～2023 年）



出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(3) 新潟県内の現状

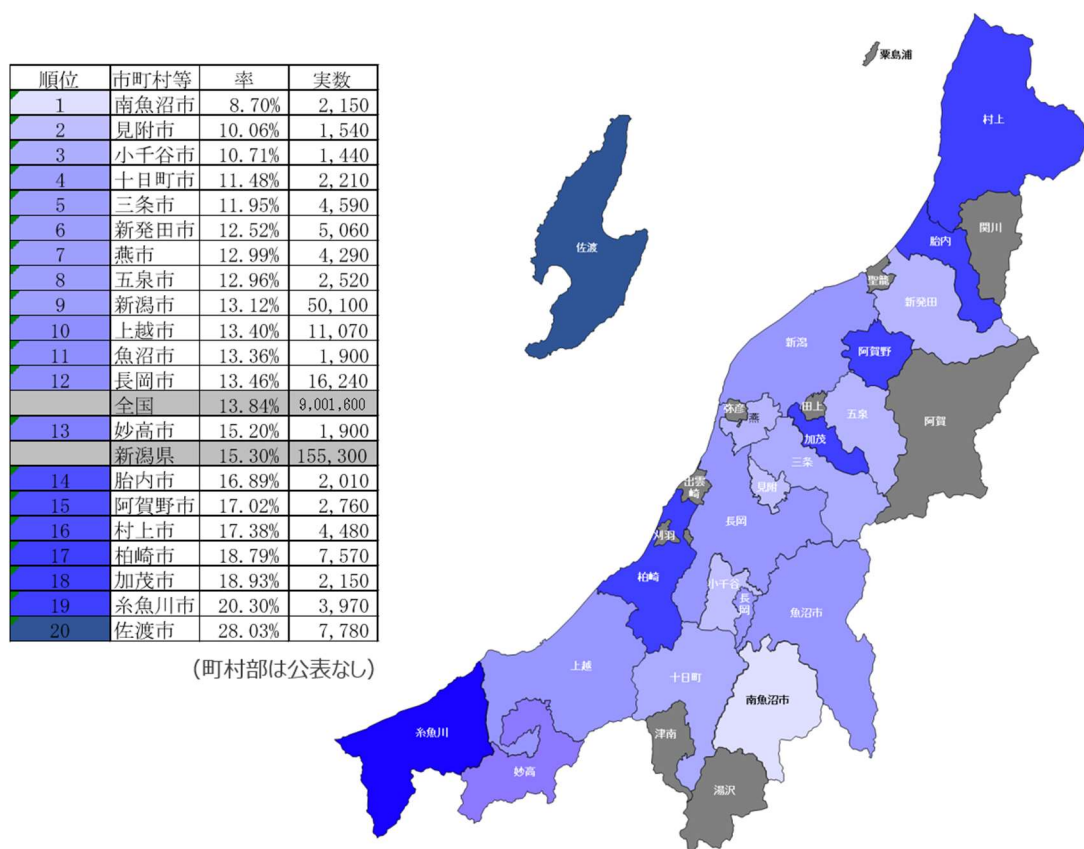
新潟県内 20 市（以下、「県内市」という。）全体の空家総数は 155,300 戸となっており、平成 30 年と比べ 9,100 戸増（増減率+0.60%）であった。

一方で、空家総数のうち「賃貸・売却及び二次的住宅を除く空き家」が 77,500 戸と、平成 30 年と比較して 12,700 戸増（増減率+1.12%）であった。

県内市全体の空家率は 15.30%であった。これに対して加茂市は 18.93%であり、県内市平均を上回る結果であった。これは、県内市のうち佐渡市、糸魚川市に次いで高い割合である（図 4 のとおり）。

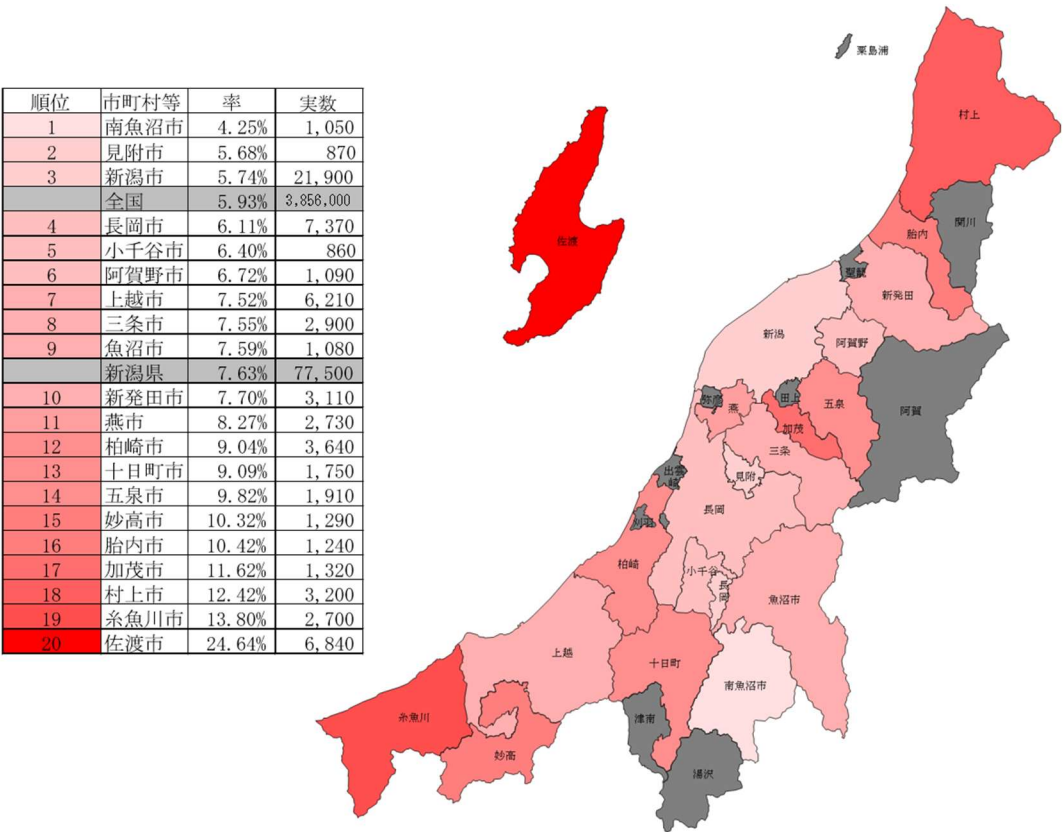
一方で、「賃貸・売却及び二次的住宅を除く空き家」のみの割合については、県内市全体では 7.63%であった。これに対して加茂市は 11.62%であり、こちらも県内市平均を上回る結果であった。これは、県内市のうち佐渡市、糸魚川市、村上市に次いで高い割合である（図 5 のとおり）。

図 4. 新潟県内市別 空家総数の率と実数



出典：令和 5 年住宅・土地統計調査をもとに市が作成

図5. 新潟県内市別 「賃貸・売却及び二次的住宅を除く空き家」の率と実数



(4) 加茂市の現状

本市の空家数は2,150戸となっており、平成30年と比べ630戸増加している。

また、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は1,320戸となっており、平成30年と比べ540戸増加（増加率：約1.7倍）している。

抽出調査の性質上誤差が生じることを考慮する必要はあるものの、本調査においては、前回と比較して市内の空家数は大幅に増加していることが分かる。

表2. 全国・新潟県・加茂市の空家戸数及び空家率の推移

	平成30年			令和5年			
	住宅総数	空家総数	空家率	住宅総数	空家総数	空家率	増減
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(戸)	(%)	(%)
全 国	62,407,000	8,488,600	13.6	65,046,700	9,001,600	13.8	0.2
新潟県	994,500	146,200	14.7	1,015,200	155,300	15.3	0.6
加茂市	10,920	1,520	13.9	11,360	2,150	18.9	5.0

出典：平成30年・令和5年住宅・土地統計調査

表3. 加茂市における空家区分の推移

	空家総数	二次的住宅	賃貸用の空き家 ¹	売却用の空き家 ²	左記以外の空き家 ³	「左記以外の空き家」の増加率
平成30年	1,520戸	50戸	680戸	10戸	780戸	—
令和5年	2,150戸	80戸	640戸	100戸	1,320戸	169%

出典：平成30年・令和5年住宅・土地統計調査

※統計調査の推計方法の性質上、空家総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

¹ 平成30年調査においては「賃貸用住宅」。

² 平成30年調査においては「売却用住宅」。

³ 平成30年調査においては「その他の住宅」であったが、令和5年調査においては「賃貸・売却及び二次的住宅を除く空き家」とされている。

4 加茂市空家等実態調査に基づく空家の現状

(1) 加茂市空家等実態調査について

本市では、市内全域における空家数や分布状況を把握するため、令和4年度に空家等実態調査を実施した。

前述の住宅・土地統計調査における統計データはあくまで抽出調査であるため、全国的な統計データにおける本市の状況を判断するための参考資料である。一方で空家等実態調査で得たデータは、本市の空家等対策を進めるにあたっての基礎資料となる。

(2) 調査の方法

① 基礎データの準備

住宅地図製作会社が地図を作成する際に現地調査員が空家と判断したものの一覧リストを入手し、基礎データとした。

② 実態の把握

上記リストを全85区の自治会長に提供し、以下の確認事項により地域の実態に即した修正をしていただいた。

- ・リストに掲載されていない空家を把握している場合は加える。
- ・リストに掲載されている空家等のうち、すでに滅失していることを把握している場合は削除する。
- ・二次的利用や定期的な管理の実態について把握している情報がある場合は追記する。

③ 一次調査（現地調査）

各区長からの修正を受けた空家リストをもとに、リストに掲載されている空家等について外観目視による現地調査を実施した。調査時は以下をチェック項目とした。

チェック項目

基本情報

表札／建物の区分（居宅、店舗等）／構造（木造、非木造）／階数

建物・敷地状況（有・無・不明のいずれかにより判断）

外壁の破損／屋根の破損／窓ガラスの破損／郵便受けの郵便物の有無／
ゴミ／異臭／害獣の発生・形跡／害虫の発生・形跡／樹木の管理の形跡／
雑草の管理の形跡／管理者の看板の有無

特定空家等の要件（該当するものを選択）

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上の危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- ・いずれにも該当しない

④ 二次調査（空家等の分類）

一時調査において集計したデータより、特定空家等の要件に該当する可能性がある空家等を「管理不全」、管理状態に問題が無いと見受けられる空家等を「適正管理」として分類した。

(3) 調査結果

表4. 一次調査結果

地区 ⁴	空家の数 (件)	参考		
		世帯数 ⁵ (件)	世帯数に対する 空家の割合 ⁶ (%)	宅地面積 ⁷ (㎡)
七谷地区	81	632	12.8	629,864.13
狭口地区	15	246	6.1	188,903.60
加茂川左岸地区	199	1,848	10.8	681,514.67
加茂川右岸地区	163	2,433	6.7	1,055,922.11
西加茂地区	96	2,449	3.9	859,355.73
西地区	12	349	3.4	256,932.45
下条地区	71	1,518	4.7	914,223.29
須田地区	28	656	4.3	909,890.27
合計	665	10,131	6.6	5,496,606.25

⁴ 地区の区分は資料編「資料1」を参照のこと。

⁵ 令和4年8月1日現在住民基本台帳世帯数より。

⁶ 空家等の件数÷世帯数×100（小数点第2位四捨五入）により計算。

⁷ 令和5年1月1日現在固定資産税課税台帳によるデータ。大字加茂・大字矢立新田の宅地面積はいずれの地区にも含んでいない。

表 5. 二次調査結果

単位：件

地区	空家等の数	適正管理	管理不全
七谷地区	81	68	13
狭口地区	15	12	3
加茂川左岸地区	199	162	37
加茂川右岸地区	163	129	34
西加茂地区	96	79	17
西地区	12	11	1
下条地区	71	53	18
須田地区	28	22	6
合計	665	536	129

(4) 調査結果について

一次調査に基づく地区ごとの空家数は表4のとおりである。なお、地域ごとの成り立ちや産業構造の特性に鑑み、それぞれの傾向を視覚化することを目的として、このような地区割で集計を行った。地区割図は図6のとおり、住所または自治会等ごとの地区割の詳細は計画資料編1のとおりである。

世帯数に対する空家数の割合が最も高いのは七谷地区、次いで加茂川左岸地区であり、その他の地区は世帯数と比例して空家数が多い傾向にあった。

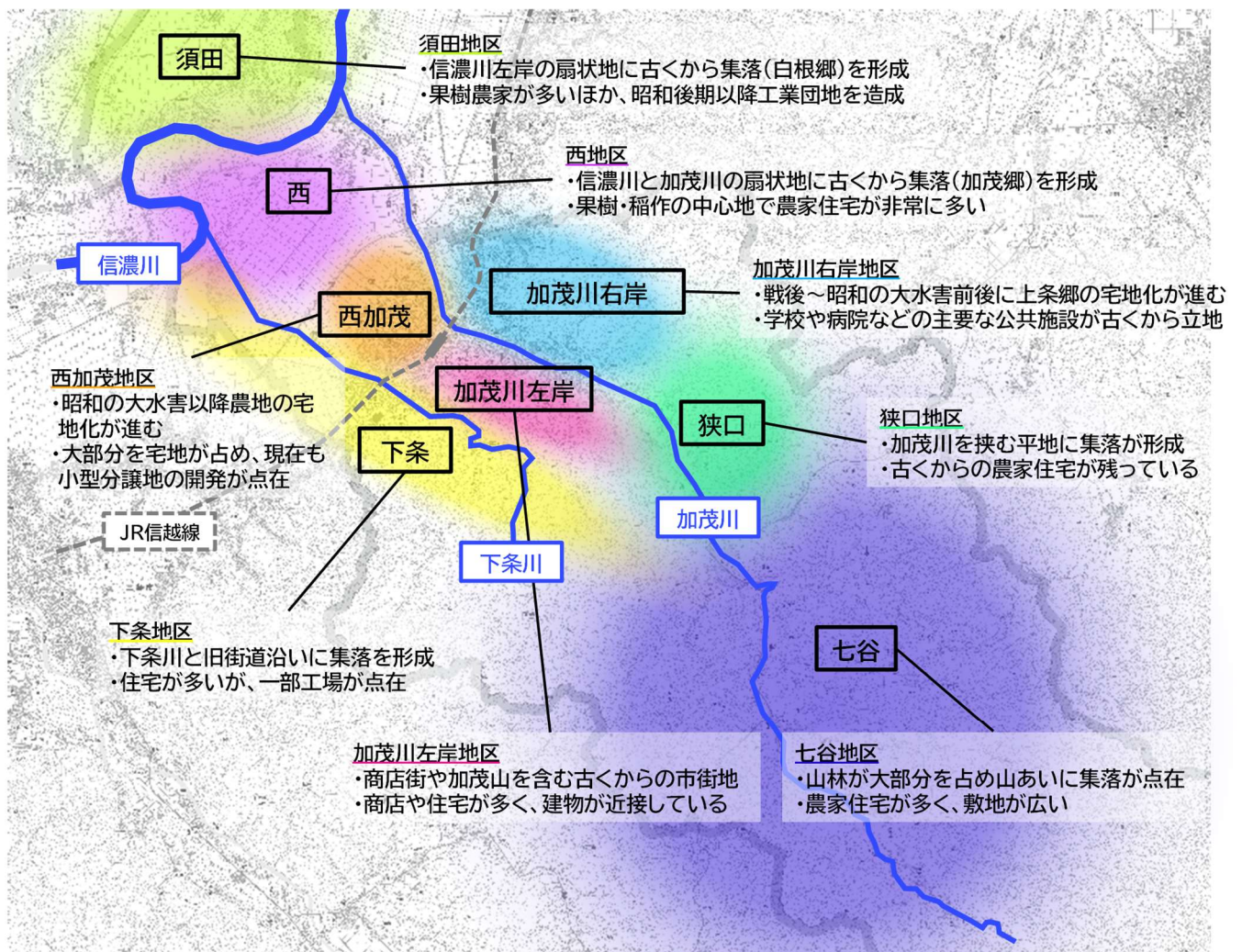
宅地面積に対する空家数の割合が最も高いのは加茂川左岸地区、次いで加茂川右岸地区であった。

この結果より、世帯数や宅地面積に対する空家数の割合は地区ごとにばらつきはあるものの、市内全域に空き家が点在していることが分かった。

二次調査に基づく地区ごとの空家数は表5のとおりである。空家数に対する管理不全状態の空家数の割合については、西地区のみ8%と低い割合であったが、その他の地区は20%前後であり、基本的には地区間によって空家の状態に大きく差異が生じる傾向は見られなかった。

これら調査結果より、当市の空家等対策に関する各種施策については、市内全域を対象として実施する。

図6. 地区割図



第3章 空家等対策の基本方針

空家等対策は、管理・利活用の促進に関する施策の企画立案から、所有者等や現地の状況に関する調査など多岐にわたる。これら空家等対策について、以下に掲げる基本方針により取り組む。

1 空家等の調査

(1) 空家等の実態調査

空家等の実態調査については、区長や関係課などと連携しながら、随時行うものとする。

この調査により把握した空家等については、今後の施策立案の参考にするためにデータベース化し、関係課と情報共有するものとする。

(2) 空家等の所有者等の調査

実態調査や市民等からの通報により把握した空家等の所有者等の情報は、情報を保有する機関との連携により把握するものとする。

情報の種類		情報を保有する機関
所有者等の情報	固定資産税納税義務者 (登記情報)	加茂市税務課 (新潟地方法務局)
	住民票 戸籍	加茂市市民課
	医療機関・施設等入所状況 成年後見人等の状況	加茂市健康福祉課・長寿あんしん課
	水道・下水道利用状況	加茂市上下水道課
	電気・ガスの利用状況	電力・ガス事業者
空家等の管理状況		区長・民生委員

(3) その他の調査

空家施策の進捗とともに、新たに調査が必要と思われる事項が発生した場合は、その都度、必要な調査を行うものとする。

2 空家等の発生抑制のための取組

住宅の老朽化に対応した修繕やバリアフリー化等生活スタイルの変化に合わせた居住空間の改善を促すことで、良質な既存住宅のストックを増やし、空家等

の発生を未然に抑制することができる。市は、空家等の発生を抑制するリフォームの支援について民間事業者等と連携して検討する。

3 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等の管理責任は所有者等にあることから、所有者等に対して周辺の生活環境を保全するための意識啓発を行うため、必要な周知や支援を実施する。

(1) 空家等の適切な管理に関する働きかけ

所有者等の死亡や転出、施設入所などにより、放置された空家等が多くなることが想定されるため、民間事業者等との連携により放置される空家等の増加を防止するための取組を検討する。また、市の窓口等において助言その他必要な支援を行うとともに、空家等に関するセミナーを開催することにより、適切な管理について早い段階から検討するよう働きかけを行うこととする。

(2) 市民等からの通報に基づく対応

市民等から空家等の管理状態について通報があり、かつ通報した市民等が当該空家等の所有者やその所在を確知していない場合は、市は、通報した市民等へ登記情報取得方法の啓発を行うほか、市の仲介による所有者等への適正管理依頼の発出等、必要な措置を実施する。

また、必要に応じて特定空家等・管理不全空家等への対応（後述）に移行する。

(3) 空家等の適切な管理等に対する支援

所有者等が遠方に居住していることにより、空家等の適正な管理がなされない事例が多く発生している。市は、民間事業者等の紹介等による適正管理の支援を行う。また、民間事業者等との連携により、所有者等がスムーズに適切な事業者・機関等に相談できるよう体制整備を図る。

4 利活用の促進

空家等の中には、建物の改修または解体後の建替え等により有効できる可能性のあるものも存在する。

市は、空家等が早期に利活用されるよう、民間事業者等と連携し、空き家バンクをはじめとした空家等が適切に市場に流通されるための取り組みを実施するほか、所有者等がスムーズに適切な事業者・機関等に相談できるよう体制整備を図る。

5 特定空家等・管理不全空家等への対応

I 特定空家等への対応について

(1) 基本的方針

市は、空家等のうち特定空家等に該当するものについては、法の規定に基づく助言または指導、勧告、命令、代執行等の措置を実施することにより、周辺住民の生命や財産の保護を図る。

特定空家等に該当する基準及び対応手順については、法及び「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下、「ガイドライン」という。）」並びにこれらに基づいて作成した「加茂市管理不全空家等及び特定空家等認定基準・対応要領（以下、「認定基準・対応要領」という。）」（資料編「資料7」）を遵守して実施するものとする。

対応手順のフロー図は、図7のとおりである。

(2) 特定空家等の認定について

市は、特定空家等に該当する可能性のある空家等について、認定基準・対応要領に基づいて当該空家等の管理状態及び周囲への影響を調査し、加茂市空家等対策審議会からの意見を聴取したうえで特定空家等の認定を行う。

II 管理不全空家等への対応

(1) 基本的方針

市は、空家等のうちそのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのあるものについて、法の規定に基づく助言・指導及び勧告等の対応を行うことにより、所有者等自身による適正管理の促進を図る。管理不全空家等に該当する基準及び実施のための手続きについては、法及びガイドライン並びにこれらに基づいて作成した認定基準・対応要領を遵守して実施するものとする。

対応手順のフロー図は、図8のとおりである。

なお、管理不全空家等の認定は、所有者等に対する注意喚起や自発的な管理の促進により、状態を放置することによる状態の悪化を防止する効果が期待される。市は、関係法令等を遵守したうえで、本制度の積極的な活用を図る。

(2) 管理不全空家等の認定について

市は、管理不全空家等に該当する可能性のある空家等に対し、認定基準・対応要領に基づいた当該空家等の管理状態及び周囲への影響を調査することにより、管理不全空家等の認定を行う。

なお、継続して助言・指導及び勧告を受けているものの放置され続け、特定空

家等に該当する可能性のある状態まで管理状態が悪化した場合は、管理不全空家等から特定空家等に認定を切り替えることを検討する。この場合の対応手順は、「Ⅰ 特定空家等への対応について」に記載のとおりである。

Ⅲ 税制措置について

特定空家等または管理不全空家等のうち勧告が実施された空家等については、当該空家等が立地する土地の住宅用地特例の適用が除外されることが、法に定められている。

市は、空き家対策部門と税務部門で連携し、本措置の適正な運用を図る。

Ⅳ その他の対応について

(1) 緊急安全措置

市は、空家等の状態に起因して、市民等の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要がある場合は、緊急安全措置を実施する。

なお、緊急安全措置は、個人の財産に対して修繕や撤去等の形状変更を加える措置であることから、実施については当該空家等や周辺の状況を確認し慎重に判断するものとする。

(2) 空家等の除却に対する支援

市は、民間事業者等と連携し、所有する空家等の除却を考えている所有者等がスムーズに検討や除却を実施できるよう相談等の体制整備を図るほか、その他の必要な支援について検討する。

(3) 所有者等が不明な場合の対応

空家等の所有者等の探索にあたり、関係する機関や民間事業者等に照会を実施してもなお所有者等または所有者等の所在を確知できない場合は、各種財産管理制度の活用を検討する。

また、所有者が不明な場合にあつてすでに特定空家等に認定されており、周辺住民の生命、身体及び財産への危機が迫っている場合であり、かつ、その他の手段による解決が見込めない場合は、略式代執行による除却を検討する。

財産管理制度の例)

- ・ 空家等の所有者が従来の住所を去り、容易に戻る見込みがない場合
…不在者財産管理制度
- ・ 相続人があることが明らかでない場合…相続財産清算制度
- ・ 所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない場合
…所有者不明建物管理制度

- ・所有者はいるものの管理が適切でなく、他人の権利が侵害されるおそれがある場合…管理不全土地管理制度または管理不全建物管理制度

図7. 特定空家等の対応フロー図

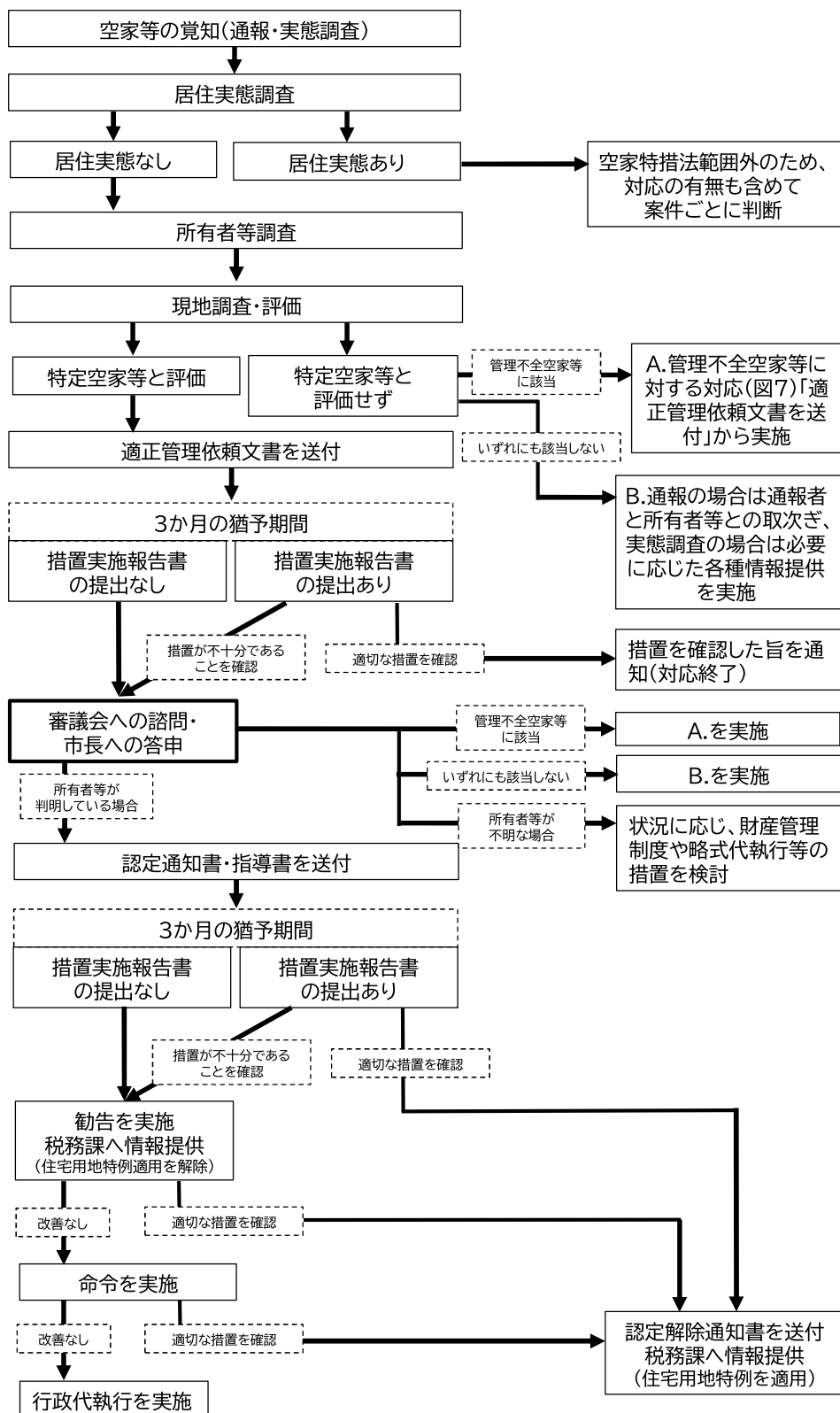
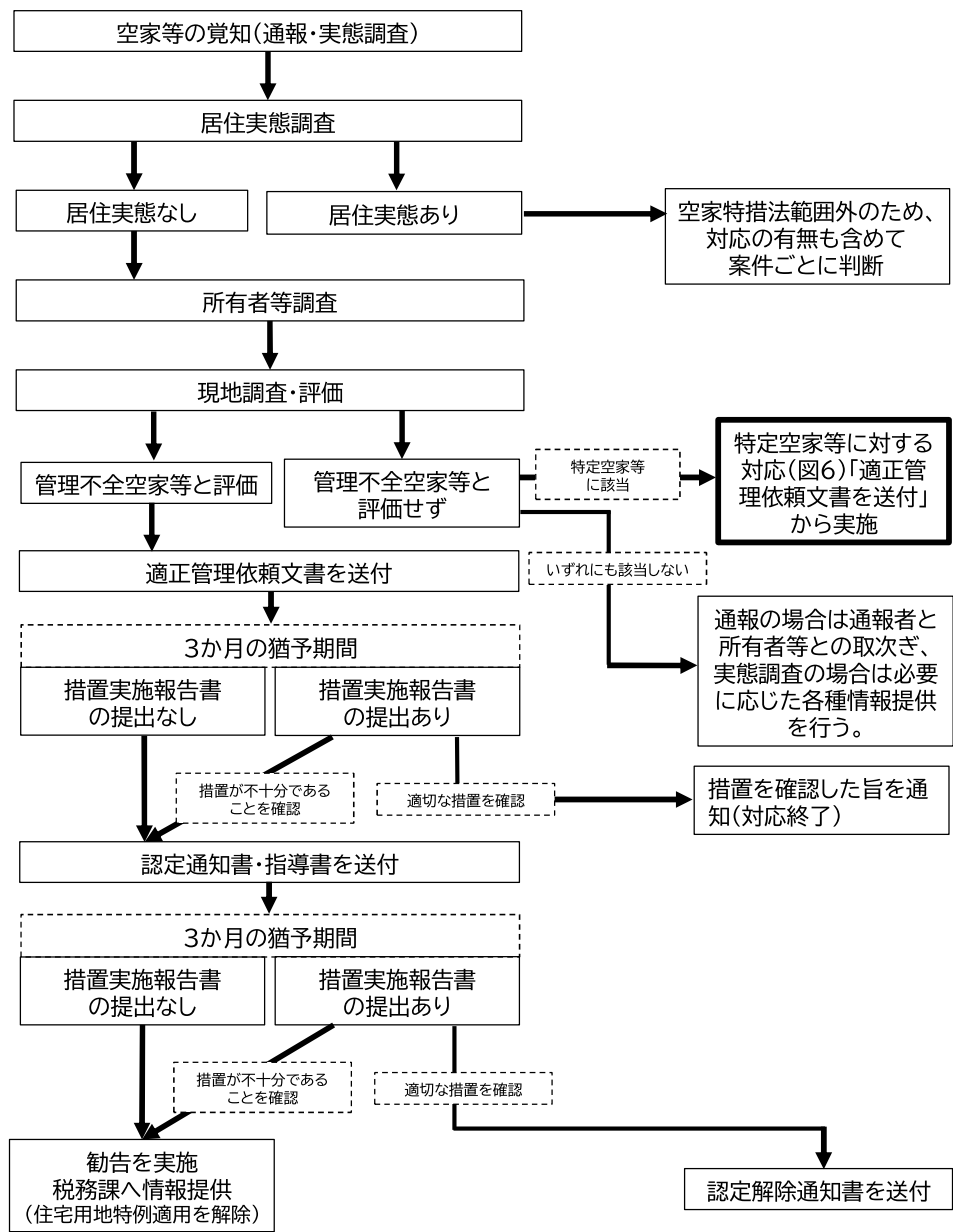


図8. 管理不全空家等の対応フロー図



6 相談体制・役割

(1) 相談体制

本市における空家等に関する相談体制は以下に示すとおりとする。

建設課	・空家等対策全般に関すること ・空き家バンクの運営に関すること ・近隣の空家等に関する市民等からの通報に関すること ・市道管理に関すること ・建築基準法に関すること
環境課	・雑草・立木に関すること ・害虫・害獣に関すること ・不法投棄に関すること
政策推進課	・移住・定住に関すること
税務課	・固定資産税に関すること

(2) 役割

本市における空家等対策の役割については以下に示すとおりとする。

空家等対策審議会		・空家等対策計画の策定及び変更に関する審議 ・特定空家等の措置に関する審議 ・その他必要な事項の審議
	建設課	・空家等対策審議会の事務局 ・空家等施策の企画及び推進 ・法に基づく措置の実施 ・市民等からの通報への対応 ・空家等における建築物に関する部分（建物部分、塀など）の現地調査 ・建築土木業者との調整
	政策推進課	・空家等施策の企画及び推進の支援
	環境課	・空家等における環境衛生に関する部分（雑草・立木、害虫・害獣、不法投棄）の現地調査 ・環境衛生業者との調整
	税務課	・所有者等に関する情報提供
	市民課	
	健康福祉課	
	長寿あんしん課	
	上下水道課	・水道・下水道使用状況の情報提供

7 関係機関との連携

(1) 基本的な考え方

本章に定めた各方針の実施にあたっては、分野が多岐に渡り、かつ高い専門性が求められることから、市は、関係機関との連携により取組むものとする。

(2) 関係団体との連携

①民間事業者等との連携

空家等対策の実施にあたっては、法務分野・建築分野・不動産取引分野など、広範かつ専門的な識見が求められる。市は、審議会及び民間事業者等との連携もしくは民間事業者等による主体的な取組の支援により、空家等対策の充実化を図る。

②区長及び民生委員との連携

空家等の管理状況に関する事項、所有者等の所在に関する事項の把握については、地域の実情にもっとも近い区長及び民生委員からの協力が必要である。

市は、区長及び民生委員から寄せられる情報に注意を払い、効果的かつ問題の早期解決に努める。

区長は、地域にある空家等の現状に気を配りながら、区民からの相談を受け、市へ情報提供するものとする。また、区長及び民生委員は、市から空家等施策に関して協力を求められた場合は、情報提供等に協力するよう努める。

③加茂警察署との連携

市は、空家等対策のために必要と認めるときは、加茂警察署と連携を図る。

④加茂地域消防本部との連携

空家等からの出火もしくは近隣からの出火による空家等への延焼による火災対応を考慮し、市は、必要に応じ、空家等の情報について加茂地域消防本部と情報共有するものとする。

資料編

資料1 地区の区分について

本計画中の地区は、以下のとおりに区分したものである。

地区名	住所または自治会等の名称
七谷地区	黒水東、黒水北、黒水西、黒水中、黒水南、上黒水、長谷、下土倉、上土倉、上大谷、中大谷、下大谷、下高柳、上高柳、小乙、岩野、西山
狭口地区	第1区、第2区、上3区
加茂川左岸地区	桜沢、秋房、若宮町、新町1・2丁目、五番町、上町、仲町、本町、穀町、駅前、松坂町、岡ノ町、矢立
加茂川右岸地区	八幡、上条、神明町1・2丁目、青海町1・2丁目、赤谷、陣ヶ峰、学校町、都ヶ丘、希望ヶ丘、千刈
西加茂地区	番田、幸町、石川、寿町、旭町、栄町、新栄町、大郷町、高須町1・2丁目
西地区	第23区、第24区、第25区
下条地区	中村、柳町、芝野、中興野、下興野、福島、下興屋向、上興屋向、小橋、早田、上下条、長福寺、天神林、横江
須田地区	田中新田、上鵜森、中鵜森、下鵜森、砂押新田、前須田、後須田第1～4、北潟、五反田

以下、別冊のとおり。

資料2 空家等対策の基本方針に基づく取組及び制度一覧

資料3 空家等対策の推進に関する特別措置法

資料4 加茂市空家等及び空地の適切な管理に関する条例

資料5 加茂市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則

資料6 加茂市空家等対策審議会設置要綱

資料7 加茂市管理不全空家等及び特定空家等認定基準・対応要領

資料8 <参考>空地に関する通報に対する市の対応について